

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準(その 10)の制定について

平成 8 年 3 月 15 日薬発第 252 号

厚生省薬務局長から各都道府県知事あて

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（以下「基準」という。）については、昭和 50 年 11 月 26 日薬発第 1090 号、昭和 52 年 12 月 8 日薬発第 1416 号、昭和 56 年 3 月 31 日薬発第 330 号、昭和 60 年 4 月 5 日薬発第 373 号、昭和 62 年 9 月 12 日薬発第 782 号、平成 3 年 3 月 6 日薬発第 259 号、平成 4 年 12 月 7 日薬発第 1192 号、平成 6 年 3 月 14 日薬発第 232 号及び平成 7 年 3 月 16 日薬発第 246 号をもって通知したところであるが、今般、別添のとおり毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その 10）を定めたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

記

昭和 50 年 11 月 26 日薬発第 1090 号の記の 1 から 7 までについては、別添の基準についても適用されるものであること。